

「電子的診療情報連携体制整備加算」に関する掲示

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算 1 に係る施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。

- ・ オンライン請求を行っています。
- ・ 診療報酬明細書を、無償で交付しています。
- ・ 電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を整備しています。
- ・ オンライン資格確認等により取得した診療情報・薬剤情報・特定健診情報、その他必要な情報を活用して診療を行っています。
- ・ 医療 DX 推進の体制に関する事項および情報の取得・活用等について、院内の見やすい場所に掲示し、当院ホームページにも掲載しています。
- ・ 診療報酬明細書の無料交付について、院内の見やすい場所に掲示し、当院ホームページにも掲載しています。

当院の使用する電子カルテについて

ア 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制であること。

イ 電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有していること。

ウ 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。

当院ではさくらネットに参加しており以下の基準を満たしております。

イ 地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークであって、以下の（イ）から（ハ）の全てを満たすものを活用する体制を有していること。（イ）当該ネットワークに参加している保険医療機関の数が 10 以上であり、そのうち診療情報を開示している病院の数が 2 以上であること。（ロ）登録患者数が 1,000 人以上であること又は新規登録患者数が年間 100 人以上であること。（ハ）当該ネットワークの運営主体が連携している医療機関名及び登録患者数をウェブサイトで公表していること。

ウ 以下の（イ）及び（ロ）を満たすこと。（イ）診療情報提供料（I）の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準を届け出ていること。（ロ）当該ネットワークに参加していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある保険医療機関の名称について、当該 保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

令和 8 年 6 月より、医療 DX 推進体制整備加算・医療情報取得加算から電子的診療情報連携体制整備加算へ名称が変わります。当院では、医療 DX を推進し、質の高い医療の提供に努めています。